

都市公園における自動販売機の設置条件

都市公園における自動販売機の設置条件を以下のとおりとする。

1 自動販売機の設置場所

自動販売機の設置場所については、つくばみらい市が指定した場所に設置すること。

2 回収ボックスの設置

販売する飲料の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを、自動販売機に併設して設置すること。設置個数については、自動販売機1台につき最低1台とする。

3 使用済み容器の回収

使用済み容器等の回収方法の詳細については、つくばみらい市と設置事業者との間で協議のうえ決定する。なお、夏期や花見、行楽シーズンなど公園利用者が多い時期は、通常よりも空き容器の回収頻度を多くし、公園利用者からの苦情等が発生しないよう努めなければならない。

4 許可申請の手続き

設置事業者は、つくばみらい市が指定する期日までに毎年度「都市公園設置許可申請書」を提出すること。

5 連絡先の明記

自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、自動販売機に連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

6 原状回復

設置事業者は、設置許可期間の満了の日までに撤去すること。また、設置許可が取り消された場合は、速やかに撤去すること。この際、設置開始日の原状に回復することとし、これらにかかる一切の費用は設置事業者の負担とする。